

公益財団法人日本陶磁器意匠センター

平成26年度事業計画書

自 平成26年 4月 1日

至 平成27年 3月31日

．基本方針

本財団は「デザインの保護は創作の奨励である」と考え、保全登録事業を行って商品開発を支援し、陶磁器産業の持続的な発展に貢献するため取り組んで参ります。

また、ものづくりに携わる方々からの知的財産権に関わる様々な相談窓口として広く対応していきます。

．事業計画の概要

1) 陶磁器のデザイン及び裏印の保全登録事業

食器・ノベルティ・タイルのデザインと裏印の保全及び模倣防止について以下の事業を行う。

(1) 食器、ノベルティ、タイルのデザインと裏印(パターンネーム等)の保全登録事業
デザインと裏印を本財団に登録し、模倣防止を図る。

(2) 産地登録済み品の保全登録事業
産地登録に加え、更に保全の強化を求める新規デザインの保全登録を行い、模倣防止を図る。

(3) 登録した新規デザイン・裏印の公示
登録した新規デザイン及び裏印の公示は、「陶磁器意匠弘報」及び本財団ホームページにて行い、登録品の周知徹底に努める。

(4) カタログの認定
事業者からのカタログ、パンフレット等を受け入れ、本財団の受付日付を押印することによって「公知日」とし、当該カタログ掲載製品と同一または類似のデザインの権利化の防止に役立てる。

(5) 陶磁器デザインや商標の模倣防止対策
登録意匠・裏印の模倣問題への対処には、顧問弁理士・弁護士、及び各産地組合の協力を得て対応する。

不正競争防止法について、顧問弁理士・弁護士の協力を得て研究し、取り組む。

意匠や裏印の模倣への対処について、本財団の実施事例をHPに掲載し、模倣問題に関する認識を喚起する。

(6)上記事業の実施に際して必要な事業

2) 意匠保全登録証の電子化と登録意匠のデータベース構築の事業

本事業は「登録意匠デジタル化積立資産」として平成25年度予算に設けられ、25年5月から登録証ファイルの整理に着手し、登録証電子化は90%余終了、また意匠検索システム構築はほぼ完成し、目下意匠1件毎に検索キーワードを設定する作業に取り組んでいる。対象とする意匠は約8万5千件、既に半分ほどの作業を終えた。26年度は検索キーワード設定を続ける一方、運用試験を実施しながら修正を加えて公開に辿り着きたい。

3) 陶磁器のデザイン及び裏印に関する資料や情報等の収集及び提供の事業

(a) 陶磁器のデザインや裏印に関する情報の提供

保有する意匠登録及び意匠認証の各資料、裏印資料(昭和初期、戦争直後、裏印認証)をもとに、陶磁器愛好家からの問合せに対応する。

(b) 陶磁器デザイン・陶磁器関係専門書の一般公開

創設以来、参考図書として収集した内外のデザイン図書、陶磁器関係専門書2千5百冊について、蔵書リストをHPにて公開し、希望者に対して閲覧に供する。

4) 陶磁器のデザイン及び知的財産権に関するセミナー事業

芸術系・デザイン系の専門家や特許庁専門官などを講師に迎え、デザイン開発者やその人材育成、陶磁器ファン層の拡大に貢献できるようなセミナーを開催する。

(以上)